

# 令和5年度 生徒いじめ防止基本方針

令和5年7月31日

はじめに

いじめが要因と思われる生徒の自殺がテレビや新聞で報道されるたび、本校からこうした悲惨な事故が起きないように、また、いじめから一人でも多くの子どもを救うために、いじめ防止・解消に向け、全職員が保護者、地域社会、関係機関と密接に連携して、被害者の立場に立った適切な対応をすることが不可欠であることを痛感させられる。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えると同時に、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。平成25年に「いじめ防止対策推進法」が成立、施行されたことに鑑み、本校でも「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止、早期発見・早期対応、いじめへの適切な措置について、全力で取り組んでいくことをここに宣言する。

今後も、担任をはじめとする全職員が「いじめほどの学校でも起こり得る」「いじめを許さない」という危機意識と自覚をもち、学校内外の指導体制を十分に生かし、いじめの未然防止と解消に向けて全力で取り組んでいく。

## 1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※個々の行為がいじめに当たるか否かの判断、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。また、いじめの認知は、学校内外を問わない。

## 2 いじめの理解

いじめは、どの子にも、どの学校にも、起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度もくり返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又 身体に重大な危険を生じさせうるものといえる。

また、いじめの構造として、直接的な加害者と被害者だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意する必要がある。こうした中で、集団全体にいじめを許さない立場へと導いていく日頃の関わりや指導が重要であると考えられる。

### 3 いじめに対する基本的な考え方

#### (1) いじめの防止

いじめは、どの子にも、どの学校にも起こり得ることを踏まえ、教育活動全体を通して、いじめを生まない土壌をつくる必要がある。「いじめは、決して許さない」ことへの理解を促し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いを尊重し合える態度を育成していくことで、日頃から心の通う対人関係を構築していかなければならない。

#### (2) いじめの早期発見・早期対応

すべての大人が連携し、生徒の小さな変化に気づく力を高めることが必要である。いじめは遊びやふざけを装って行われるなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。小さな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から適切に関わることが求められる。学校では、教師が注意力をもって、細心の観察、アンケート調査、教育相談等によりいじめの実態把握に努めなければならない。

#### (3) いじめに対する措置

いじめを発見した場合、また、いじめの兆候をとらえた場合には、「被害生徒を守り通す」とともに、加害生徒に対して、その人格の成長を旨として教育的配慮のもとに、毅然とした態度で指導することが必要である。そのために、全職員の共通理解のもと、保護者、関係機関等と連携していじめの解消に取り組まなければならない。

#### (4) いじめの解消の定義について

加害者に指導したり、加害者が被害者に謝罪したりしたことでいじめが解消したと判断するのではなく、次のア、イの両方の条件を満たした場合、いじめが解消したと判断する。

##### ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

##### イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

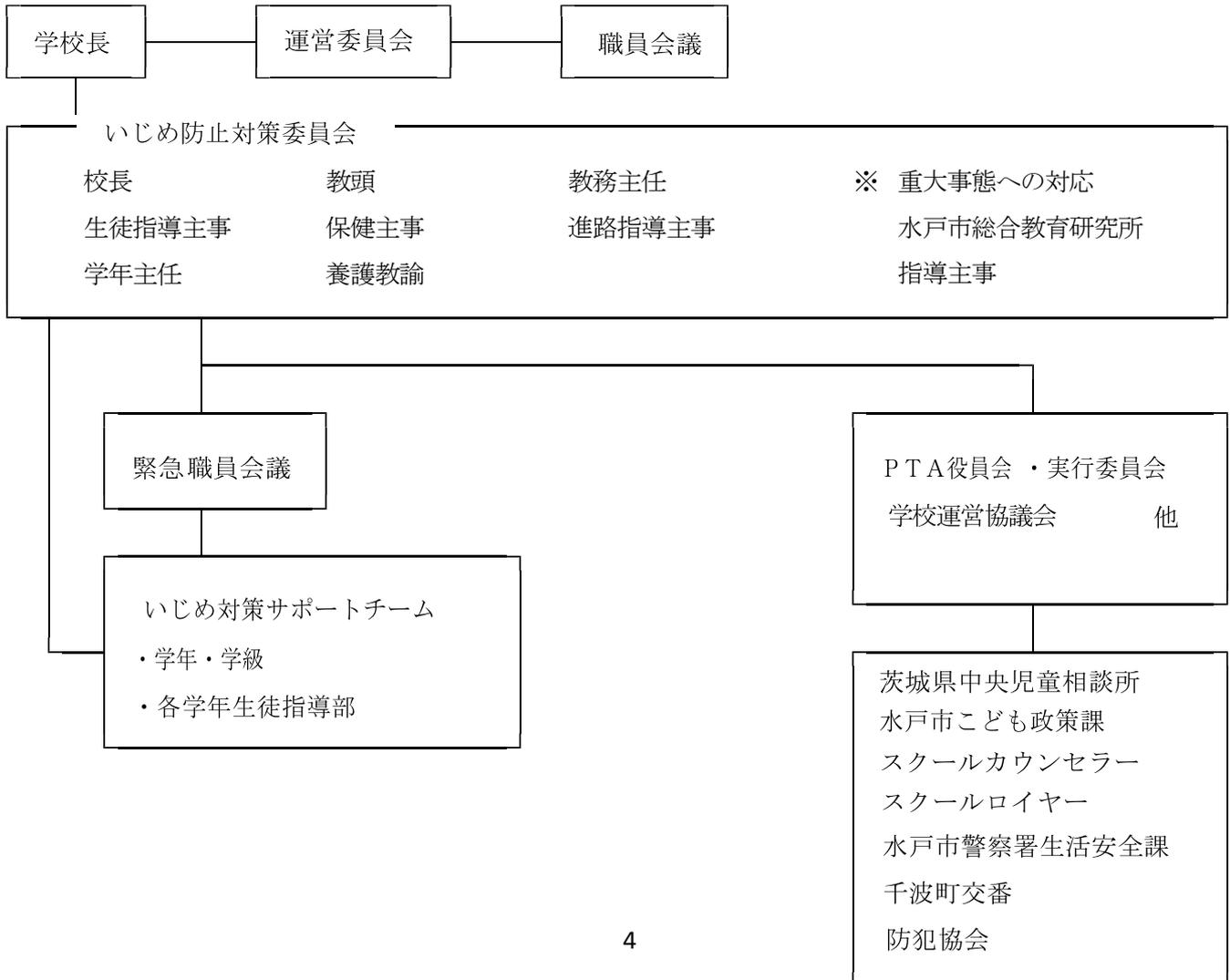
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。

4 いじめの防止等への対応

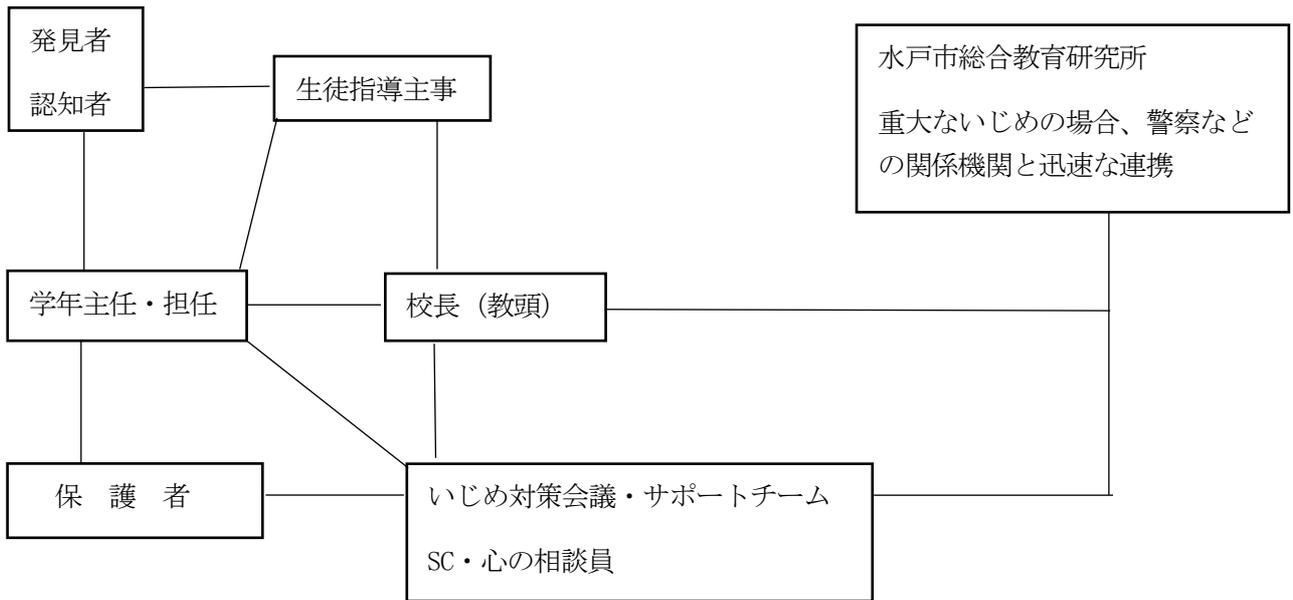
	主な活動	具体的な対応
い じ め の 防 止	<p>〈いじめ防止のための基盤づくり〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学級経営の充実</li> <li>○道徳教育の充実</li> <li>○人権尊重の教育の充実</li> <li>○教育相談の充実</li> <li>○情報モラル教育の推進</li> <li>○学校評価における「いじめ問題」の評価と改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあいプランの推進(あいさつ運動)</li> <li>・校則徹底による規範意識の高揚</li> <li>・学級訓の決定</li> <li>・分かる授業の充実</li> <li>・道徳の時間の充実</li> <li>・人権教育教材の活用</li> <li>・教育相談の充実</li> <li>・スクールカウンセラーの活用</li> <li>・心の相談員の活用</li> <li>・学習の約束の徹底</li> <li>・インターネット活用のモラルやスキルの指導(情報モラル講演会等)</li> </ul>
い じ め の 早 期 発 見 ・ 早 期 対 応	<p>〈いじめを見抜くために〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒の気持ちに寄り添った観察</li> <li>○保護者・地域との連携</li> <li>○教職員研修の充実</li> <li>○教育相談の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人一人、グループ、学級全体に目を配り、いじめやトラブルの兆候の早期発見</li> <li>・健康観察時(朝)の観察</li> <li>・孤立生徒、周辺生徒の把握と支援</li> <li>・日常的観察の充実</li> <li>・ふれあいプランによる声かけ、あいさつ運動の推進</li> <li>・アンケートの活用</li> <li>・「生徒指導提要」等の活用</li> <li>・スクールカウンセラーによる校内研修</li> <li>・スクールカウンセラーによる教育相談</li> <li>・心の相談員による教育相談</li> <li>・学期1回実施する教育相談の充実</li> <li>・オンライン相談窓口の活用</li> </ul>

い じ め へ の 措 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校内体制の整備と周知徹底</li> <li>○いじめられた生徒の安全確保</li> <li>○いじめ対策会議の緊急招集と検討</li> <li>○事実確認と迅速な対応</li> <li>○教職員の共通理解、検証</li> <li>○保護者、関係機関への情報提供と連携</li> <li>○加害生徒、傍観者、観衆等への指導の充実</li> <li>○重大事態への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺、傷害、器物破損、精神疾患等</li> <li>・不登校、長期欠席</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後述の「対応の流れ」に沿った適切・敏速な対応</li> <li>・緊急職員会議の招集により、全職員の役割分担の確認</li> <li>・双方からの正確な事実確認</li> <li>・保護者への説明と支援</li> <li>・適切な判断により、関係機関との連携 水戸市総合教育研究所、茨城県中央児童相談所、水戸市こども政策課、水戸警察署、スクールロイヤー等)</li> <li>・水戸市教育委員会との迅速な連携</li> <li>・保護者会の開催と説明、対応の確認</li> <li>・マスコミ対応の確認</li> </ul>
---------------------------------	---	--

5 いじめ防止の対策のための校内組織（いじめ防止対策推進法第22条による）

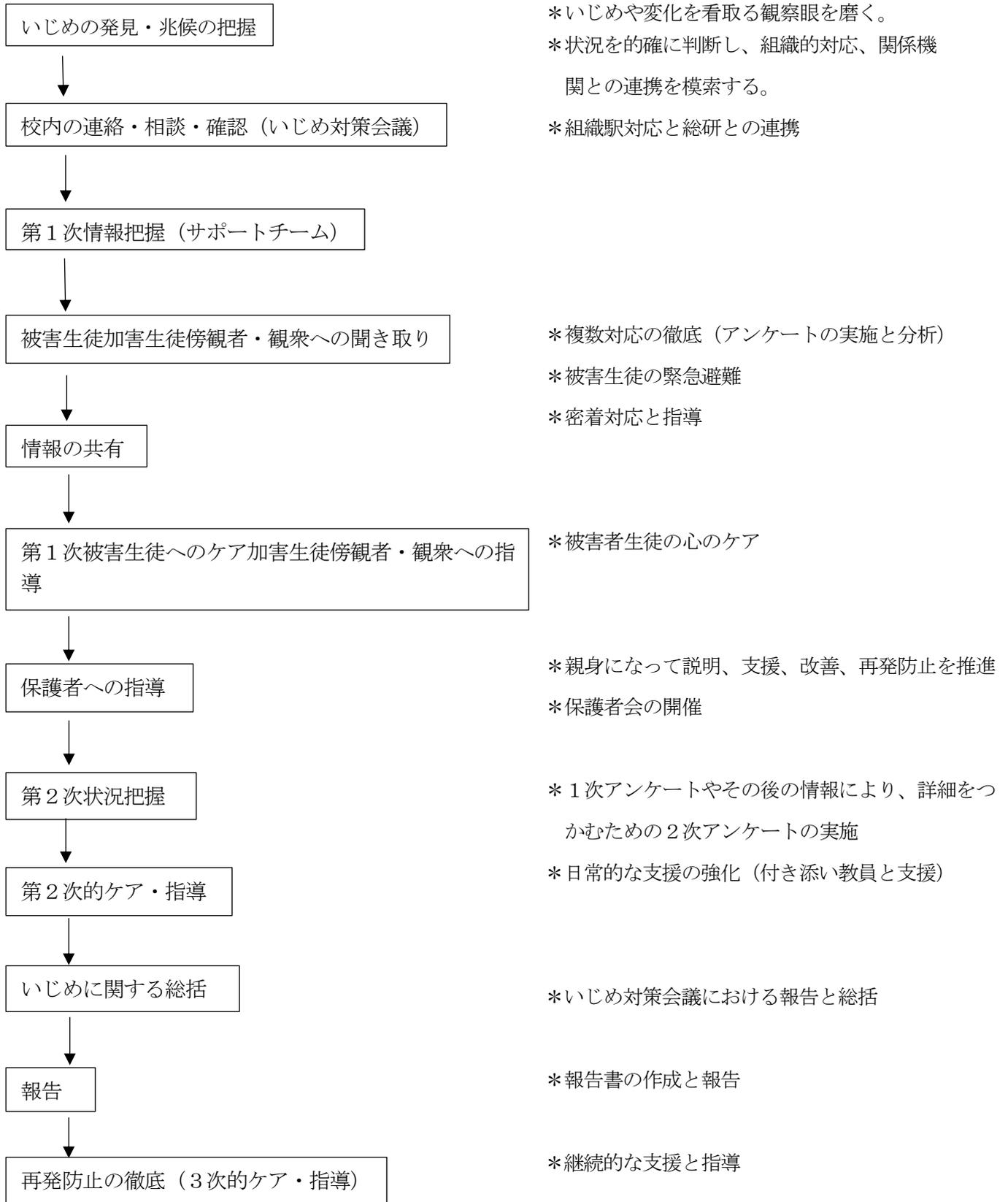


〈いじめを発見したら・兆候を認識したら〉



※ なお、「重大事態」の定義および基本姿勢はいじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項ならびに水戸市  
いじめ防止基本方針（平成 30 年 2 月改定）を準用するものとする。

## 6 いじめへの措置（対応の流れ）



## 7 いじめ防止に向けた施策

### (1) 小さなサインを見逃さない指導

いじめやトラブルを感じたり、発見したりできるように、小さな変化や兆候に気を配り観察を怠らない。

### (2) 仲間づくり

仲間づくり活動を通して助け合える集団づくりを勧める。

### (3) 道徳的な実践力の向上

道徳の時間には、計画的に他の人とのかわりに関する資料等を扱い、学級生活の改善などに目を向けさせるようにする。

### (4) 生徒会活動の推進

集会活動を推進し、いじめを許さない雰囲気醸成する。

### (5) いつでも相談できる教育相談の充実

スクールカウンセラーや校内教育相談体制について、いつでも相談できる環境を整備する。

### (6) 人権尊重の視点に立って情報モラル教育の推進

人権感覚を磨き、情報モラルを身に付ける ICT 活用能力を育てる。

### (7) いじめ防止のためのあいさつ運動・声かけ運動

水戸市ふれあいプランを推進し、学校・家庭・地域社会が一致協力していじめ防止環境を整備する。

### (8) 被害生徒を守るための保護者・地域組織との連携

いじめによる被害生徒がいる場合は、学校・家庭・地域社会が一致協力していじめられている生徒を守る体制づくりを進める。

### (9) いじめへの理解を深め、適切に対応するための教職員研修

定期的な生徒指導に関する研修を実施し、いじめについて最新情報を共有して指導力の向上を図る。

### (10) いじめへの迅速・組織的対応

いじめられた生徒を守るために報告・連絡・相談体制を効果的に活用する。

### (11) 事実確認と迅速な対応

いじめ解消に向けた適切な指導のために、事実確認を確実に実施する。

### (12) 保護者、外部関係機関との連携

いじめに関わった加害・被害生徒の保護者との連絡を確実にを行い、保護者への説明責任に応える。

### (13) 個人情報の流出などを避けるための情報管理

いじめに関わる生徒の個人情報の流出や風評を防止し、生徒の人権を守る。

## 8 参考事項

- ・水戸市総合教育研究所・・・244-1331、244-6730
- ・水戸市教育事務所生徒指導相談室・・・221-5550
- ・県央地区いじめ解消サポートセンター・・・221-5550
- 「いじめなくそう！ネット目安箱」・・・[kenouijimekaisho@edu.pref.ibaraki.jp](mailto:kenouijimekaisho@edu.pref.ibaraki.jp)
- ・水戸警察署「少年相談」・・・233-0110（内線264）
- ・県警少年相談コーナー・・・301-0900
- ・茨城いのちの電話・・・255-1000
- ・水戸生涯学習センター（子育て相談）・・・225-7830
- ・茨城県中央児童相談所・・・221-4150